

大和高田市立浮孔小学校における

「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっている。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、全教職員が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識を共有し、それぞれの役割と責任を自覚し、「いじめを許さない学校」づくりを目指すなければならない。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努めることを念頭に置き「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」の基本的理念等（第十三条 学校いじめ防止基本方針）および「大和高田市いじめ防止基本方針」を理解し、体系的・計画的にいじめの防止（未然防止）いじめの早期発見、早期解決に取り組むために、本基本方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法第2条」より】

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という雰囲気をつくり、児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。いじめに対する認識を全教職員で共有し人権感覚を高める。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

【校内組織】

- ① 生徒指導部会：毎月、各学年の現状や指導についての情報交換及び共通認識を行う。
- ② 教育相談部：問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換及び共通

認識に基づいたケース会議を行う。

③ いじめ対策委員会（第22条）

いじめ防止に関わる措置を実効的に行うために、「校長、教頭、教務、生徒指導主任、人権教育推進教員、養護教諭、道徳主任、各学年生徒指導担当、当該学年主任、当該学級担任 等」により構成される。

※必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加を願う。

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表】

5 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、教育委員会等に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。また、重大事態の目安である欠席30日を超えた場合は早急に教育委員会を通じて地方公共団体の長（市長）に報告する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様である。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

8 組織対応の流れ（別紙1）

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 ○いじめ相談体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力 	
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと 	

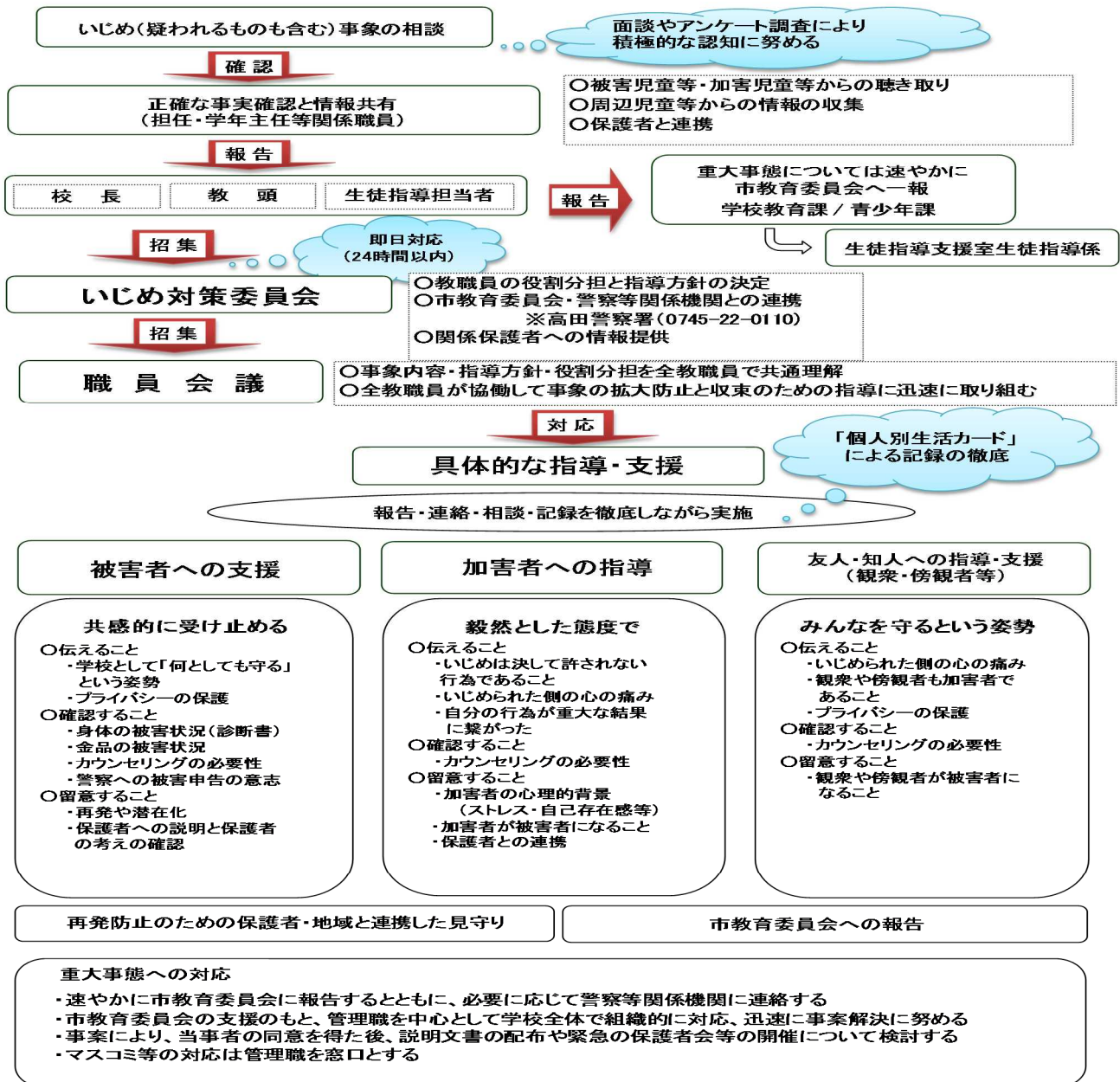
<p>直接関係がない児童</p>	<p>○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 ○関係機関との連携</p>	<p>○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成</p>
------------------	---	---

II 家庭や地域との連携

<p>各家庭（PTA）での取組</p>	<p>○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○保護者の子育てへの積極的参加を啓発</p>
<p>地域での取組</p>	<p>○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡</p>

【別紙1】

組織対応の流れ



	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ問題対策委員会① 職員研修		いじめ問題対策委員会②		いじめ問題職員研修	いじめ問題対策委員会③
未然防止	低学年人権HR 児童会いじめ撲滅キャンペーン	中学年人権HR 保護者研修会	高学年人権HR インターネット犯罪被害防止教室			児童会いじめ撲滅キャンペーン
早期発見	教育相談週間 児童生活実態アンケート調査		児童等いじめアンケート調査①	個人懇談		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修		いじめ問題対策委員会④	人権教育職員研修	いじめ問題対策委員会⑤		いじめ問題対策委員会⑥ ・まとめ ・次年度計画
未然防止	全学年人権HR			全学年人権HR	情報モラル講演会 入学者説明会	
早期発見		教育相談週間	個人懇談	保護者アンケート調査	児童等いじめアンケート調査② 児童生活実態振り返り調査	

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・児童等の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 教員の児童理解のための資質向上
 - ・アンガーマネジメント研修
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 児童等の様子の把握
 - ・共感的児童理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気付く力”を高める
 - ※ 校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
 - ・児童等、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集
(児童等・保護者)
 - ・アンケート調査の定期的な実施
 - ※ 児童等へのアンケート調査の実施
 - 保護者へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
 - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
 - ・要配慮児童等の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底
 - ・「個人別生活カード」の活用